

伊 文 第 7 1 9 号  
2021(令和3)年12月20日

伊賀市文化振興審議会長 様

伊賀市長 岡本 栄

審議会における調査審議について（諮問）

伊賀市文化振興条例第19条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会へ諮問します。

記

1 諮問事項

伊賀市文化振興プラン前期実行計画の目標の達成度及び効果について

2 諮問理由

本市では、伊賀市文化振興条例に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和3年5月に伊賀市文化振興プラン前期実行計画を策定しました。

このうえは、市民、地域、事業者、行政、公益文化団体がそれぞれの役割を果たしながら有機的に連携して取り組むことで、より効果的な文化芸術の振興と社会的課題の解決に繋げていく必要があります。

つきましては、伊賀市文化振興プラン前期実行計画の進行管理、効果検証及び評価について、貴審議会に諮問するものです。